

袖ヶ浦市道路アダプトプログラム実施要領

(目的)

第1条 この要領は、市長が、市内道路の美化を図るため導入する袖ヶ浦市道路アダプトプログラム(以下「アダプトプログラム」という。)について、その運用に関し必要な事項を定めることにより、市民と協働して、道路の美化環境の形成を図ることを目的とする。

(道路の美化活動等の内容)

第2条 アダプトプログラムの対象となる活動等の内容は、次に掲げる作業等とする。

- (1) 清掃作業
- (2) 除草作業
- (3) 道路環境美化のための草花の植栽及び管理に係る作業
- (4) 道路施設状況の巡視(前3号に掲げる作業に伴う巡視に限る。)
- (5) その他市長が認めるもの

(市の行う支援)

第3条 市長は、アダプトプログラムによる道路の美化活動等に対し、必要に応じて次に掲げる支援を行うことができる。

- (1) 活動に参加する者を対象としたボランティアの活動に関する保険への加入
- (2) 活動に必要な燃料等の提供
- (3) その他市長が必要と認めたもの

(参加の申込み)

第4条 アダプトプログラムにより、第2条に規定する活動等に参加しようとする自治会及び市内に事業所を有する企業等の団体又は市内に居住する2人以上の団体(以下「参加団体等」という。)は、袖ヶ浦市道路アダプトプログラム参加申込書(様式第1号)により、市長に参加の申し込みを行うものとする。

(合意書の作成等)

第5条 市長は、前条の申し込みがあったときは、参加団体等と参加団体等が実施しようとする道路の美化活動等及び市の行う支援について協議するものとする。

2 前項の協議が整ったときは、合意書(様式第2号)を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

(活動の計画)

第6条 参加団体等は、アダプトプログラムを実施する際は、袖ヶ浦市道路アダプトプログラム年間活動計画書(様式第3号)及び会員名簿(様式第4号)を市長に提出する。

(活動の報告)

第7条 参加団体等は、毎年度の活動を終了したときは、翌年度の4月30日までに、袖ヶ浦市道路アダプトプログラム実施状況報告書(様式第5号)により、市長に報告をする。

(合意の解除)

第8条 市長は、第5条第2項の合意書に記載された活動期間において、次の各号に掲げるいずれかの事由が発生したときは、同項の合意を解除することができる。

- (1) 参加団体等が合意の解除を申し出たとき。
- (2) 参加団体等が活動に当たり法令等に違反したとき。
- (3) 参加団体等が合意書に反し、道路の美化活動等を行わないとき。
- (4) 参加団体等が前各号に掲げるもののほか、アダプトプログラムの趣旨に反する行為を行ったとき。

(その他)

第9条 アダプトプログラムの実施に当たり、この要領に定めのない事項については、市長は参加団体等と協議するものとする。

附 則

この要領は、平成29年6月1日から施行する。